東金市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１６日

東金市長　　山　下　　美　紀

東金市規則第４４号

東金市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（別紙のとおり）

東金市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　東金市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年東金市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第２０号中「１０月」を「１２月」に改める。

第２条　東金市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第８条第２０号中「１２月」を「１０月」に改める。

附　則

この規則中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年１月１日から施行する。